

第 4676 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 2月26日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 中小企業対策税制

Q：今年度の税制改正における中小企業対策税制には、どのようなものがありますか？

A：次のようなものがあります。

【解説】

平成25年の税制改正では、次の中小企業対策税制が盛り込まれています。

①経営改善のための設備投資促進税制

青色申告書を提出する中小企業等で経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、平成25年1月1日から平成27年3月31日までの間に、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い器具備品及び建物付属設備等の取得等をして指定事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却かその取得価額の7%の税額控除(当期の法人税の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰越ができる)のいずれかを選択することができる。

②金融円滑化法廃止に伴う措置

青色申告書を提出する中小企業者について平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合で、かつ、2以上の金融機関等が有するその中小企業者に対する債権が債務処理に関する計画によって特定投資事業有限責任組合の組合財産となる場合において、その中小企業者が債務処理に関する計画に従って、資産の評価換えをし、又は債務の免除を受けたときは、資産の評価損益の計上又は期限切れ欠損金の損金算入ができる。

